

## (24) 有識者へのヒアリング（その1）

### ■ 行政による戦略的な市民組織育成の必要性

／早稲田大学理工学術院教授 佐藤滋氏

#### 市民活動の活性化にかかるポイント

- 市民は何も足がかりがない状況であり、まず行政が先導して「具体的な取組みを起こす」など行動することが必要となる。
- 多くの市民組織は自立するのがなかなか難しく、指定管理者制度等を活用して、行政が戦略的に市民組織を育成することが重要。  
また、市民組織には、単発の支援ではなく、少額でも継続的に支援することが有効である。

#### 【市民活動の活性化についての知見】

##### ① 行政の先導が重要

- 特定の目的・地区に具体的な取り組みの動きを起こして、それに参加してもらう形で市民組織を育てる。
  - 行政が中心市街地などで先導的に事業を起こして協力を呼びかける。
  - 市民に事業提案を呼びかけ、専門家の協力も得て、市民から提案された事業を行政が責任を持って事業化する。

##### ② 戦略的な市民組織の育成、指定管理者制度

- 多くのNPOなど市民組織は自らの力だけで自立するのはなかなか難しく、行政が戦略的な意識を持って、市民組織を育てることが重要である。（自立するものは放っておいても育つ。）
- コスト面だけでは民間企業が有利なため、指定管理者制度に地域還元・委託範囲外の業務の評価など、総合的な評価を導入して、市民組織が受託できるよう支援することが重要。
- NPO法人は無限責任であるためリスクの大きい事業に手出ししにくいですが、LLP（有限責任事業組合）が指定管理を受託している地区もある。

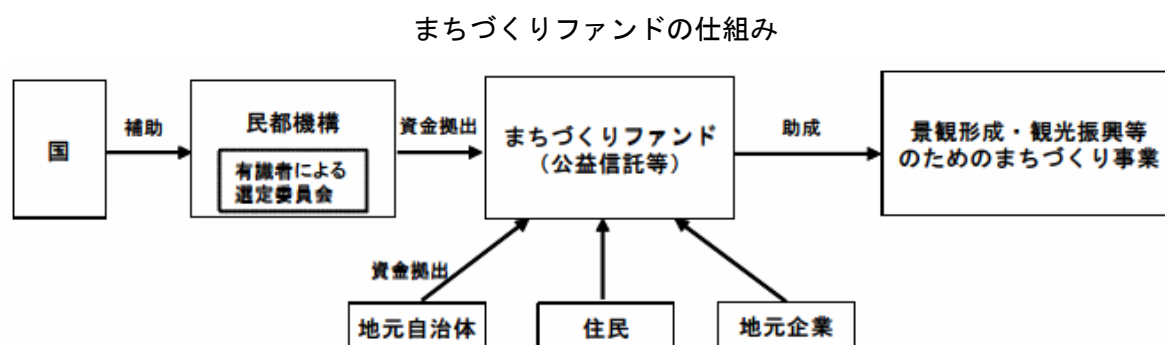
##### ③ 継続的な支援の必要性、都市再生モデル調査

- 都市再生モデル調査は市民組織にとって有効な制度だが、単発であり後が続かない。
- 1年単発よりも、少額でも継続して支援するほうが望ましい。
- ファンド等、継続して活動ができる環境を整えるべきであり、類似例として、民都機構の住民参加型まちづくりファンドがある。

## 【具体例】

### 住民参加型まちづくりファンド（財団法人 民間都市開発推進機構）

- ・地域のまちづくり事業に助成する目的で設立されるファンドに対し、民都機構が資金拠出を行う。
- ・地方自治体が拠出していること、ハード事業を含めることなどが条件となり、条件を満たすファンドの中から選定されたファンドに対して 5000 万円を上限として拠出する。



### 市民団体が設立した LLP（有限責任事業組合）による指定管理者の受託例（鳥取市）

- ・ バンガロー、バーベキュー場、木工工房等を含む鳥取市内の安蔵森林公園、安蔵公園の指定管理者に LLP「あぞうの森」が指定されている。

#### 参考 有限責任事業組合（LLP）の概要

- ・ 共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約。
- ・ 「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づき 2005 年から制度化。
- ・ 主に以下の 3 つの特徴を持つとされる。
  - 「有限責任制」：組合員の負担が出資額までに限定される
  - 「内部自治原則」：重要事項は出資者の同意によって定められる
  - 「構成員課税」：組合の利益には課税されず出資者に分配された段階で課税される
- ・ 出資額の多寡によらず、出資者（＝組合員）の同意によって利益・損失は自由に配分でき、組合員の資格も個人・法人を問わない。
- ・ 法人格を持たないため、指定管理者等の受託が可能か否かは自治体の判断による。
- ・ 実際の LLP の活用例としては以下のようなものがある。
  - － 中小企業の研究開発の場として複数社が出資して LLP を設立。
  - － クリエーターが個人事業形態も保ちつつ、集団で受注をおこなうため LLP を設立。